

島根県西部発達障害者支援センター ウィンド

ウィンド浜田相談室

所在地 〒697-0005 浜田市上府町イ2589「こくぶ学園」内

お問い合わせ TEL 0855-28-0208 メール wind1841@rhythm.ocn.ne.jp

ウィンド益田相談室(完全予約制)

所在地 〒698-0003 島根県益田市乙吉町イ337-5

お問い合わせ ウィンド浜田相談室にお問い合わせください。

休所日 土日、祝日(事前予約にて相談対応可)

注意事項 ○電話による相談、来所/訪問による相談、メール・FAXによる相談を行っています。
○来所/訪問による相談は事前予約が必要です。

ホームページ <http://www.iwami-wind.org/>



西部島根医療福祉センター あゆっこ益田

所在地 〈移転前〉〒698-0034 益田市赤城町8-1

(R7年度中に移転) 〈移転後〉〒698-0002 益田市下本郷町986-2

休所日 木曜、第5土曜、日曜、祝日、開園記念日(9/1)、お盆、年末年始

お問い合わせ TEL 0856-22-6766

子ども支援館 イレブン

所在地 〒698-0043 益田市中島町イ1619-8

休所日 土日、祝日、お盆(8/13~15)、年末年始(12/30~1/3)

お問い合わせ TEL 0856-32-3185

放課後等デイサービス つくしんぼ

所在地 〒699-5216 鹿足郡津和野町池村1997-1

※津和野町障害者福祉センター内

休所日 土日、祝日、お盆、年末年始

お問い合わせ TEL 0856-74-2070

重心型障がい児通所支援事業所 Ra:SeeSar らしさ

所在地 〒699-3676 益田市遠田町 3158-3

休所日 水曜、日曜、お盆(8/14~16)、年末年始(12/31~1/3)

お問い合わせ TEL 050-3448-4686(代表) メール raseesar@maro-v.jp

■益田圏域の児童発達支援、保育所等訪問事業、放課後デイサービス一覧

施設名称	お問い合わせ	児童発達支援	保育所等訪問	放課後デイサービス
あゆっこ益田	益田市赤城町 8-1 (R7.4.1 現在) TEL 0856-22-6766	○	○	○
障がい児デイサービスセンター あゆみの里	益田市横田町 2087-1 TEL 0856-31-5100			○
子ども支援館 イレブン	益田市中島町イ 1619-8 TEL 0856-32-3180	○		○
エクシヴ 益田乙吉事業所	益田市乙吉町イ 89-10 TEL 0856-22-2007	○	○	○
エクシヴ 益田乙吉事業所第2事業所	益田市乙吉町イ 89-10 TEL 0856-32-9880			○
キラキラ倶楽部	益田市高津 4丁目 24-10 TEL 0856-23-7760			○
クレヨンルーム	益田市須子町 43-14 TEL 0856-22-1537	○		○
放課後等デイサービス タッチ	益田市昭和町 1-36 TEL 0856-32-0720			○
放課後等デイサービス つくしんぼ	津和野町池村 1997-1 TEL 0856-74-2070	○		○
重心型障がい児通所支援事業所 Ra:SeeSar(らしさ)	益田市遠田町 3158-3 TEL 050-3448-4686(代表)	○		○

津和野町社会福祉協議会

所在地 〒699-5221 鹿足郡津和野町日原 14

休所日 土日、祝日、年末年始

お問い合わせ TEL 0856-74-1617

相談支援事業所 くすのき

所在地 〒699-5216 鹿足郡津和野町池村 1997-1

※津和野町障害者福祉センター内

休所日 土日、祝日、盆、年末年始

お問い合わせ TEL 0856-74-2070

町立小中学校

学校名	所在地	お問い合わせ
木部小学校	津和野町中川 424	0856-73-0011
津和野小学校	津和野町森村口 104	0856-72-0193
日原小学校	津和野町日原 235	0856-74-0032
青原小学校	津和野町青原 300	0856-75-0013
津和野中学校	津和野町町田イ 26	0856-72-0152
日原中学校	津和野町日原 564	0856-74-0358

島根県立益田養護学校

所在地 〒699-5132 益田市横田町 2120-1

お問い合わせ TEL 0856-31-5111 (教育相談担当まで)

*右記QRコードからホームページをご覧ください。



■他地域の県内特別支援学校一覧

施設名称	所在地	お問い合わせ
島根県立盲学校	〒690-0122 松江市西浜佐陀町 468	0852-36-8221
島根県立松江ろう学校	〒690-0121 松江市古志町 191-6	0852-36-7222
島根県立松江養護学校	〒690-0823 松江市西川津町 31	0852-26-6880
島根県立松江清心養護学校	〒690-0864 松江市東生馬町 11	0852-36-8720
島根県立松江緑が丘養護学校	〒690-0015 松江市上乃木 5 丁目 18-1	0852-23-9500
島根県出雲養護学校	〒699-0822 出雲市神西沖町 2485	0853-43-2260
島根県立浜田ろう学校	〒697-0003 浜田市国分町 342-2	0855-28-0146
島根県立浜田養護学校	〒697-0003 浜田市国分町 342-2	0855-28-2200
島根県立江津清和養護学校	〒695-0001 江津市渡津町 772	0855-52-2613
島根県立石見養護学校	〒696-0102 邑智郡邑南町中野 2384-18	0855-95-0319
島根県立隠岐養護学校	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 363	0851-22-3593

津和野町健康福祉課

所在地 〒699-5605 津和野町後田口 64-6

お問い合わせ TEL 0856-72-0651

津和野町税務住民課

所在地 〒699-5207 津和野町枕瀬 218-18

お問い合わせ TEL 0856-74-0059

津和野町教育委員会

所在地 〒699-5605 津和野町後田口 64-6

お問い合わせ TEL 0856-72-1854

津和野町つわの暮らし推進課

所在地 〒699-5207 津和野町枕瀬 218-18

お問い合わせ TEL 0856-74-0092

その他の相談機関

名称	所在地	お問い合わせ
益田市児童相談所	益田市高津町 4 丁目 7-47	0856-22-0083
益田保健所	益田市昭和町 13-1	0856-31-9535

こころの相談 <<子どものこころの相談>>

対象 就学年齢(6~18歳前後)

スタッフ 精神科医、臨床心理士、保健所保健師など

内容 うつや摂食障害、不登校などの相談、支援者の相談など

日時 健康福祉課 保健予防係

TEL 0856-72-0657 までお問い合わせください。

章末 障がい者に関するマークについて

街で見かける、障がい者に関するマークについてご案内します。マークについては、各団体が著作権等を持っている場合があります。使用にあたっては、各団体にご確認ください。



◆障がい者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは「すべての障害者を対象」としたもので、特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なり、障害のある方が、車に乗車していることを周囲にお知らせする程度の表示になります。個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。

問 合 わ せ 先： (公財)日本障害者リハビリテーション協会
電 話： 03-5273-0601
F A X： 03-5273-1523



◆身体障害者標識(身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示は、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問 合 わ せ 先： 各警察署交通課



◆聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）で、表示は義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

問 合 わ せ 先： 各警察署交通課



◆耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者に配慮した対応ができることを表しています。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆったり、はっきり話す・筆談で対応する等）ご協力をお願いします。

問 合 わ せ 先： 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

電 話： zennancho@zennancho.or.jp

F A X： 03-3354-0046



◆オストメイトマーク

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障がい者のことをいいます。このマークは、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があることおよびオストメイトであることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいがある障がい者であることおよびその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。

問 合 わ せ 先： （公財）日本オストミー協会

電 話： 03-5670-7681

F A X： 03-5670-7682



◆ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

問 合 わ せ 先： 厚生労働省 障害保健福祉部 企画課
電 話： 03-5253-1111



◆ハートプラスマーク

「身体内部に障がいのある方」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障がいのある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受ける事があります。電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。

問 合 わ せ 先： 内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考える
ハート・プラスの会
ホームページ：<http://h-plus-hp.normanet.ne.jp>



◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするよう作成したマークです。ヘルプマークを身に付けた方を見かけた場合は、列車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

問 合 わ せ 先： 健康福祉課 福祉係
電 話： 0856-72-0673



◆思いやり駐車場制度

(島根県身体障害者等用駐車場利用証制度)

身体に障がいや難病のある方や高齢者で歩行が困難な方、妊産婦の方、けがや病気等により一時的に歩行が困難な方に対して利用証を発行することで、駐車場を利用できる人を明らかにして駐車スペースを確保する制度です。島根県と協定を締結している施設の駐車場区画が利用できます。類似の制度を実施している全国42府県(R6.9.1 現在)で相互利用できます。

■利用できる方

(1) 有効期限交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間

- ◎身体に障がいがある方で歩行困難な方
- ◎知的障がい者
(療育手帳の障がいの程度欄が「A」)で歩行が困難な方
- ◎精神障がい者
(精神保健福祉手帳の障がいの程度欄が「1級」で歩行が困難な方)
- ◎高齢者(要支援1以上)で歩行が困難な方
- ◎難病患者で歩行が困難な方
(特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者)

(2) 有効期限1年以上(更新なし)

- ◎妊産婦(妊娠7カ月から産後1年間)
※妊産婦の方でつわり等の症状がひどく、歩行困難と認められる場合は、妊娠7カ月前であっても医師の診断書に基づき、一時できに歩行困難な方として、現状取り扱っています。

(3) 最大1年で必要な期間

- ◎けがや病気等で歩行が困難な方



(前ページ続き)

■申請について

(1) 申請窓口について

申請先	申請方法
津和野町役場健康福祉課福祉係	窓口申請
島根県障がい福祉課	窓口申請、郵送申請

(2) 申請方法について

◎窓口申請(即日交付)

以下のものを申請窓口にお持ちください。

①島根県身体障がい者等用駐車場利用証交付申請書

(役場健康福祉課に申請される場合は、申請書をお持ちいただくことなく構いません。)

②要件を確認するものの写し(次のうちいずれか1つ)

(各種手帳/介護保険被保険者証/特定疾患医療受給者証/小児慢性特定疾患医療受給者証/母子健康手帳/診断書等)

詳しくは島根県のホームページをご確認ください。

◎郵送による申請(島根県障がい福祉課のみ)

「島根県健康福祉部障がい福祉課計画推進係」宛てに、以下のものを郵送してください。

①島根県身体障がい者等用駐車場利用証交付申請書

②要件を確認するものの写し(次のうちいずれか1つ)

(各種手帳/介護保険被保険者証/特定疾患医療受給者証/小児慢性特定疾患医療受給者証/母子健康手帳/診断書等)

③180円切手を貼った返信用封筒(A4)

※住所と氏名を記載してください。

詳しくは島根県のホームページをご確認ください。

問い合わせ先: 津和野町役場健康福祉課福祉係

TEL 0856-72-0653

島根県健康福祉部障がい福祉課計画推進係

TEL 0852-22-6526



津和野町子育てガイド BOOK

令和7年4月発行

発行／津和野町・津和野町自立支援協議会